

○財務省告示第三百三十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成三十年北海道胆振東部地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成三十年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成三十年北海道胆振東部地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成三十一年一月三十日とする。

指 定 地 域	北海道